

平成 2 7 年 度

財政援助団体等監査報告書

こがねいしてい共同事業体

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 3 号
平 成 2 8 年 5 月 2 日

小 金 井 市 長 西 岡 真 一 郎 様
小 金 井 市 議 会 議 長 篠 原 ひ ろ し 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏
同 露 木 肇 子
同 中 山 克 己

平成 2 7 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、平成 2 7 年度財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体等監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第 1 2 項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設：小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）

指定管理者：こがねいしてい共同事業体

主 管 課：市民部コミュニティ文化課

3 監査の範囲

平成27年度に執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務の執行及び業務管理運営状況に係るものを中心とし、必要に応じてその前年度も含むこととする。

4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

(1) 指定管理者

ア 施設及び財産は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 利用促進のための努力はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。

キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(2) 主管課

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- イ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- ウ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- エ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- オ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- キ 業務履行確認は、事業報告書等によりなされているか。
- ク 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ケ 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

5 監査期間

平成27年11月27日から平成28年2月16日まで

| 実施年月日 | 時間 | 対象団体・所管部局 | 場所 |
|-------------------|---------------|------------------|-------|
| 平成28年 2月16日(火) | 10時00分～12時00分 | こがねいしてい 共同事業体 | 現地 |
| | 13時10分～14時10分 | コミュニティ文化課 | 監査委員室 |

第2 監査の結果

1 概 評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した結果、指定管理事務に係る出納その他の事務についておおむね適正に処理されていると認められた。

なお、改善又は検討を要する事項について、以下に述べる。

2 検討要望事項等

指定管理者としての全体の収支がわかる元帳の作成について

小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）の指定管理者はこがねいしてい共同事業体で、当該共同事業体としての決算報告書は作成されており、確認ができた。

しかし、当該共同事業体を構成する企業の指定管理業務への経理上の関わりが不明確であった。今回監査対象となった指定管理者は、共同事業体ということで二つの企業によって構成されており、それぞれの企業の、指定管理者に対する元帳のみが作成されていた事情による。

指定管理者を一つの経営主体として経理等を監査する場合、指定管理者として全体の収支が明らかになる元帳が必要なため、今後は作成し、保存されるよう要望する。

こがねいしてい共同事業体

1 指定管理者の概要

こがねいしてい共同事業体（以下「共同事業体」という。）の目的、業務の範囲等は、次のとおりである。

（1）目 的

共同事業体は、代表団体として、小金井市民交流センター（以下「交流センター」という。）の舞台を含む施設に関する一切の管理・保守業務を担当する野村不動産パートナーズ株式会社と構成団体として交流センターにおいてより質の高い運営と文化芸術事業の実現に専念できる環境の整備を担当とするサントリーパブリシティサービス株式会社が交流センター指定管理者の公募に参加するために結成した事業体である。

共同事業体は、交流センターの発展、小金井市の文化芸術振興及び市民活動・市民交流の発展に寄与することを目的としている。

（2）業務の範囲

- ア 小金井市民交流センター条例第3条に規定する事業の運営に関する業務
- イ 交流センターの施設及び付帯設備（以下「施設等」という。）の使用の承認に関する業務
- ウ 施設等の利用料金の収受及び減額又は免除に関する業務
- エ 施設等の維持管理に関する業務
- オ アからエに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（3）指定期間

- ア 平成24年3月1日～平成27年3月31日（第1期）
- イ 平成27年4月1日～平成32年3月31日（第2期）

（4）指定管理者の選定

公募による選定

選定の経緯

指定管理期間第1期（平成23年度から平成26年度）

公募による選定の結果、共同事業体が交流センターの管理・運営を受託。

指定管理期間第2期（平成27年度から平成31年度）

公募による選定の結果、共同事業体が交流センターの管理・運営を受託。

平成26年 5月 1日 市報及び市のホームページで募集を公表
6月10日 交流センターで現地説明会を実施
7月 8日 応募書類提出
7月24日 指定管理者選定委員会第1次審査
7月30日 指定管理者選定委員会第2次審査
8月 5日 指定管理者候補者選定通知
9月24日 市議会平成26年第4回定例会にて指定管理者
の指定の議決
平成27年 3月 6日 基本協定書締結

(5) 指定管理者との協定等の主な内容

指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

業務内容 ア 文化芸術に関する公演、講座、館外活動等の企画及び実施に関する業務
イ 文化芸術に関する公演等のための施設の提供に関する業務
ウ 文化芸術活動に関する情報の収集及び提供その他の支援に関する業務
エ 交流活動のための施設及び情報の提供に関する業務
オ 前各号に掲げるもののほか本施設の設置の目的を達成するために必要な事業の運営に関する業務
カ 本施設及び附帯設備の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する義務
キ 本施設及び附帯設備の利用料金の収納、減免、免除及び返還に関する業務
ク 本施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
ケ 前各号に付随する業務
コ 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

(6) 小金井市民交流センター指定管理委託料予算額

平成23年度 20,580,000円
平成24年度 231,000,000円
平成25年度 231,000,000円

平成26年度 237,600,000円
平成27年度 220,171,376円

(7) 小金井市民交流センター指定管理委託料決算額

平成23年度 20,580,000円
平成24年度 231,000,000円
平成25年度 231,000,000円
平成26年度 237,600,000円

(8) 収支の状況 (平成26年度)

(単位：円)

| 対象団体 | 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-------|-------------|-------------|-----------|
| 共同事業体 | 340,833,080 | 334,709,901 | 6,123,179 |

※収支の状況の数値は、指定管理者の事業報告書の数値による。

2 公の施設の概要

名 称 小金井 宮地楽器ホール (小金井市民交流センター)

所在地 東京都小金井市本町6丁目14番45号

面積等 敷地面積4,194.26㎡

延床面積6,042㎡

構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付き5階建